

第65回

食料・農業・農村政策審議会

家畜衛生部会

農林水産省

第65回

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会

日時：令和5年12月22日（金）14：00～16：31

会場：農林水産省 7階講堂

（ウェブ併催）

議 事 次 第

1. 開 会

2. 挨拶

3. 議 事

（1）家畜衛生部会委員改選について（委員の御紹介）

（2）米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
（諮問）

（3）特定家畜伝染病防疫指針の一部変更について（諮問）

（4）その他の報告事項（農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正について、野生いのししのアフリカ豚熱防疫指針の具体化について）

4. 閉 会

【配付資料一覧】

家畜衛生部会名簿

部会配席図

- 資料 1 家畜衛生部会委員改選について
- 資料 2 - 1 諮問文
- 資料 2 - 2 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について
- 資料 2 - 3 米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要
- 資料 3 - 1 諮問文（特定家畜伝染病防疫指針の変更について）
- 資料 3 - 2 特定家畜伝染病防疫指針の変更について
- 資料 4 - 1 分割マニュアル改正
- 資料 4 - 2 野生イノシシのアフリカ豚熱防疫措置の具体化について
- 参考資料 1 各小委員会の名簿
- 参考資料 2 最近の家畜衛生をめぐる情勢について
- 参考資料 3 - 1 豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考資料 3 - 2 アフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針
- 参考資料 4 - 1 養豚農場における分割管理のイメージ
- 参考資料 4 - 2 農場の分割管理に当たっての対応マニュアル

午後2時00分 開会

○松尾室長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから食料・農業・農村政策審議会第65回家畜衛生部会を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多忙中にもかかわらず御対応いただき、誠にありがとうございます。

私は、当部会の事務局を担当いたします動物衛生課国際衛生対策室長の松尾でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、消費・安全局長の安岡から御挨拶申し上げます。

○安岡局長 皆さん、こんにちは。消費・安全局長の安岡でございます。

委員の皆様方におかれましては、本当に年末のお忙しい中御出席いただき、本当にありがとうございます。また、10月以降新たに御就任いただいた先生方、就任いただきまして、重ねて御礼を申し上げたいと思います。

それで、本日は第65回家畜衛生部会ということで、開催に当たり、簡単に御挨拶させていただきます。

まずは、もう皆さん御案内のとおりで、国内の家畜衛生の状況でございます。

正に今、鳥インフルエンザのシーズンということでございます。今シーズン、11月25日に佐賀で初発が発生して以来、現時点までに4事例ということになっております。野鳥では全国各地で多数発生していることに比べると、比較的小さい数で何とか収まっている状況です。ただ、例年考えると、12月から1月が発生のピークということでございますし、先ほど申し上げたように全国各地で出ていると、野鳥ではウイルスが発見されているということを考えますと、やっぱりどこでも全国、これからも発生し得る状況ということで、引き続き警戒をしていくと、緊張感を持って対応するということが重要だというふうに考えております。先日、家畜疾病小委でも、疫学調査の結果、今年の4例をベースに、いろいろ議論も頂きました。こういった知見なんかも生かしながら、発生予防、蔓延防止に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それと、この部会でも御議論いただきましたけれども、豚熱については本年8月末に九州で発生ということで、佐賀の2例の発生を見ました。その後、この部会でも御判断を頂いて、九州各地で飼養豚へのワクチン接種ということで、極めて短期間の中で、現場の皆さん、各県の皆さんの御協力も得て、ワクチン接種進めていただいたということでございます。本当に改めて、皆様方、そして委員の皆様方、そして関係者の皆様に感謝申し上げます。

たいと思います。いずれにしても引き続き、ワクチンだけに頼ることなく、飼養衛生管理
しっかりやっていく、そして、野生イノシシに関してもしっかり見ながら、検査の強化、
捕獲など進めながら取り組んでいただくということかというふうに思っております。

一方、海外の状況を見ますと、アフリカ豚熱、引き続きアジア地域中心に発生が拡大し
ている状況です。口蹄疫についても韓国で発生ということで、これからやっぱり外国人の
観光客が改めてまた増えてくる、戻ってきている中で、我々としても海外の疾病の発生状
況をよく見ながら、水際対策しっかりやっていく必要があるというふうに考えております。

また、今日の議論ですけれども、万が一野生イノシシにアフリカ豚熱が侵入した場合ど
うするかというふうなことを、やっぱりいろいろ具体的に決めていく必要があるだろうと
いうことで、死体処理を始めとした防疫措置の基本方針なども具体化を進めているところ
ですので、本日は御報告をさせていただければというふうに思っております。

本日の家畜衛生部会ですけれども、委員改選後初めての、ウェブ併用ですけれども、対
面開催ということになります。まず、委員改選について事務方から御説明をさせていただ
くとともに、一つ目の議題としては、アメリカにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング
の適用に関するリスク評価の結果について、また、豚熱・アフリカ豚熱に関する特定家畜
伝染病防疫指針の一部変更について、諮問をさせていただこうというふうに思ってお
ります。また、その他議題ということで、分割管理について、これまではどっちかという
と鳥を中心に考えてきたものがありますけれども、豚にも広げて分割管理をどういう
ふうに考えていくのかと、マニュアルの改正のお話、さらには、先ほど申し上げた
野生イノシシのアフリカ豚熱の防疫措置の具体化などについて、御議論いた
だきたいというふうに思っております。

本日は多くの議題がございます。14時から17時という時間設定になっております
けれども、引き続き委員の皆様方には専門的な見地から忌憚のない御発言と活
発な御議論をお願い申し上げます。私の方から挨拶させていただきます。本日も
どうぞよろしくお願いいたします。

○松尾室長 ありがとうございます。

報道関係者におかれましては、撮影はここまでとなります。御退室をお願いします。

現在、家畜衛生部会の委員数は20名です。本日は、ウェブでの御出席も合わせて10名
の委員の先生に御出席いただいております。食料・農業・農村政策審議会令第8条第1項
の規定であります定足数、3分の1以上の出席を満たしていることを御報告いた
します。

続きまして、本日出席しております事務局の紹介をさせていただきます。

局長の安岡でございます。

○安岡局長 よろしく申し上げます。

○松尾室長 安岡につきましては、業務の都合上、途中で退室することがございます。

審議官の熊谷でございます。

○熊谷審議官 よろしく申し上げます。

○松尾室長 動物衛生課については、課長の沖田でございます。

○沖田動物衛生課長 沖田です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○松尾室長 家畜防疫対策室長の大倉でございます。

○大倉室長 大倉です。よろしく申し上げます。

○松尾室長 リスク分析班の中島でございます。

○中島補佐 中島です。よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 病原体管理班の松井でございます。

○松井補佐 松井です。よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 防疫企画班の加茂前でございます。

○加茂前補佐 加茂前です。よろしくお願ひいたします。

○松尾室長 野生動物対策班の永田でございます。

○永田補佐 永田です。よろしく申し上げます。

○松尾室長 このメンバーでよろしくお願ひいたします。

本日はウェブを併用してでの開催となります。今回は家畜衛生部会の委員改選後初めての開催の中で御不便をおかけしますが、どうぞよろしくお願ひいたします。

続きまして、資料の確認をいたします。

お配りしている資料は、議事次第、委員名簿に加え、議事1、家畜衛生部会の委員改選について、これに関しては資料1。続いて、議事2、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてに関しましては、資料2-1から2-3までの資料。議事3、特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてに関しましては、資料3-1から3-2でございます。また、議事4、その他に関しましては資料4-1及び4-2がございます。それぞれの議事には参考資料がまた別途ございますので、これについては説明の中で必要に応じて使用いたします。

今申し上げました資料の中で届いていないもの若しくは落丁等がございましたら、お申し付けください。

特にないようですので、続けさせていただきます。

それでは、議事に入ります。

通常、具体的な議事進行につきましては部会長にお願いいたしますが、最初に、議事、家畜衛生部会の委員改選につきましては、事務局から御説明を行いたいと思います。

沖田課長、よろしく申し上げます。

○沖田動物衛生課長 動物衛生課長の沖田でございます。

私のほうから、資料1それから参考1にもちょっと触れながら、今回の改選がありましたので、新しく委員に御就任を頂いた皆様にもちょっと説明をしたいと、こういうふうにして思っております。

まず、この食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会でございますが、食料・農業・農村政策審議会、本審議会が委員を改選するというところで、先ほど局長の安岡から説明ありましたとおり、本年の秋10月に委員改選が行われ、それに伴いまして本部会、家畜衛生部会においても委員改選を行ったというところでございます。

本日の家畜衛生部会出席リストからちょっと御紹介をさせていただきますと、新たに委員に御就任を頂いた委員の皆様はお名前だけ紹介させていただきます。稲垣委員、大津委員、それから二村委員、それから臨時委員として砂川委員と、新たに御就任を頂いたところです。その他、引き続き継続的に委員又は臨時委員に御就任を頂いている先生方には、また引き続き御審議の方をよろしくお願ひしたいと思います。新しい先生方には今回より新たに御審議をお願ひしたいというふうに思っています。どうぞよろしくお願ひをいたします。

この家畜衛生部会でございますが、食料・農業・農村政策審議会に設置された部会で、この部会においては、所掌事務、審議を行う対象の事務ということで定められております。

御紹介をさせていただきます。資料1の一番下でございます。

まず1番目として、「家畜伝染病予防法の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。」ということになっております。この1番目というのは、これは家畜伝染病予防法の中で、例えば例を挙げますと、これから今日も御審議を頂きますが、特定家畜伝染病防疫指針、これを定める場合には、あるいは改正する場合、廃止する場合、こういった場合には食料・農業・農村政策審議会の意見を求めるということになってございます。その規定に基づいて審議をする部会として、この家畜衛生部会がでございます。これがまず1番目の本部会に属させられた事項でございます。

2番目といたしまして、「食料・農業・農村基本法の施行に関する重要事項であって、

家畜衛生に係るリスク評価に関する事項を調査審議すること。」というふうになってございます。本日も2番目の議題としてある、米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について諮問を行わせていただこうと思っておりますが、そういったこと、これがリスク評価に係る事項を調査審議するということで、この審議会の審議すべき事項に属させられたこととございます。

こういった点につきまして御審議を頂くこととなります。どうぞよろしく願いいたします。

また、本審議会だけではなくて、例えばリスク評価などは非常に専門的な事項ということになりますので、そのそれぞれのテーマごとに専門的な事項を審議するための小委員会をこの部会の下に設置してございます。

参考の1を見ていただきますと、三つの小委員会、牛豚等疾病小委員会、家きん疾病小委員会、プリオン病小委員会ということで、三つの小委員会を設置してございます。それぞれその専門家の皆様に委員になっていただいておりますので、そこでそれぞれのテーマに沿った御審議を専門的な立場からしていただく小委員会として設置してございます。本日諮問をする事項等につきましては、必要に応じてこの小委員会での御議論を頂くということになります。

委員会の紹介といたしましては以上でございますが、この部会の部会長につきましては、10月の27日に持ち回りで部会長を委員の互選により選任するというので、持ち回りで開催をさせていただき、決定をさせていただいております。稲垣委員にこの家畜衛生部会の部会長をお願いするというので決定をさせていただいております。稲垣部会長、どうぞよろしく願いいたします。

簡単ですけれども、私の方から、今回の委員の改選、それから部会に関する事項について御紹介をさせていただきました。

○松尾室長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。

ないようですので、次の議題に移らせていただきます。

次の議事からは、早速ですが、家畜衛生部会長に就任された稲垣部会長にお願いしたいと思います。それでは、稲垣部会長、よろしく願いいたします。

○稲垣部会長 それでは、よろしく願いいたします。前任の柚木が3月31日で専務理事を引きまして、その後任ということで、この審議会には10月に就任させていただきまして、

今、部会長の御指名を賜りました。前任の柚木同様、よろしくお引き回しのほどお願い申し上げます。

それでは早速、議事に入らせていただきます。

本日、皆様に御議論いただく最初の議事は諮問事項でございます。米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

それでは、事務局の方から御説明をお願いいたします。

○松尾室長 それでは、議題2の米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価について、説明させていただきます。資料の2-1から2-3を使って説明させていただきます。

まず、資料2-1を御覧ください。これは、本日付けで食料・農業・農村政策審議会宛て、会長宛てに出された農林水産大臣の諮問文でございます。

読み上げます。

諮問。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第40条第1項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。

米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価についてでございます。

内容につきましては資料の2-2を御覧ください。資料の2-2は諮問の内容について簡単にまとめました。

まず（1）ですが、令和3年2月、米国当局から、米国国内でアフリカ豚熱発生に備えて、生体豚及び豚肉の輸入に係るゾーニングの仕組みを適用することについて要請がありました。

なお、現時点において米国は、家畜豚、野生イノシシ、いずれもASF未発生となっておりますので、今回の要請は将来発生があった場合に備えるといった趣旨でございます。

（2）ですが、この要請を受け、標準的な手続にのっとり、必要な科学的情報を収集し、米国でアフリカ豚熱が発生した際に発生地域外から生体豚及び豚肉を受け入れることについて、リスク評価結果案を取りまとめました。

本日は、諮問内容について御審議をお願いいたします。

申し上げましたリスク評価結果案の詳細については資料2-3にまとめてございます。御説明させていただきたいと思っております。資料の2-3を御覧ください。

このリスク評価書案でございますが、大きく三つのパートから成っております。時計文字1番目のパートで、まず評価に至った背景、二つ目が、評価事項とその客観的事実や実際の状況、三つ目が、そのまとめとしての評価結果の案という形になってございます。

それでは1番目、1ページ目のI、背景からでございます。

まず2番目を、見ていただきたいのですが、背景の2には、2021年2月に米国当局より、米国でASFが発生した際に、豚の生体、豚肉及び豚肉加工品の輸出を継続できるよう、ASFのゾーニング適用に係る要請があったという記載がございます。

次に3でございますが、本リスク評価の対象を示しております。米国のうち、現在輸入が認められている地域においてASFが発生した際に、ゾーニングを適用して米国産の豚の生体、豚肉及び豚肉加工品の輸入を継続した場合の、ASFの我が国への侵入リスクをリスクの評価の対象とすることとしました。アメリカにおいて現在輸入が認められている地域は、米国本土とハワイ諸島及びグアム諸島でございます。

続きまして、IIの評価事項でございます。

まず1番目、米国の獣医組織体制としましては、米国農務省——これからはUSDAと申し上げますが——の下部組織である動植物検疫局（APHIS）が家畜衛生及び植物防疫を所管しております。USDAは、州や主要空海港、プエルトリコや米国領に地域事務所を持っております。地域事務所の獣医官——これからはAVICと申し上げますが——は、疾病発生時に防疫措置の総括や連邦と州の連絡調整、平時においては管轄州におけるトレーサビリティ、家畜衛生プログラム等の指揮監督を担当しております。また、州政府も獣医当局を有してございまして、ASF等の海外家畜伝染病——以降、FADと申し上げますが——の発生時には、連邦政府の指揮の下で防疫措置を講じてございます。

APHISは、公的な業務に従事させるため、訓練を受けた民間獣医師を認定獣医師として指定する制度を持ってございまして、米国内の約8割以上の獣医師が認定獣医師に認定されてございます。

2ページ目に移ります。

2ページ目の（2）でございますけれども、法制度に関してでございます。家畜衛生保護法及び連邦規則により、重要家畜伝染病発生時の通報義務、家畜伝染性疾病に対する具体的な防疫対策、疾病発生時の対応、輸出入検疫、殺処分した動物等に対する補償、罰則等を規定してございます。

次に、同じ2ページの2の（1）の米国における家畜豚の飼養状況、衛生管理について

御説明申し上げます。

米国内の豚の飼養頭数は約7,238万頭であり、米国の豚飼養頭数と豚肉生産量の97%以上、農場数ベースでは約15%が1,000トン以上の豚を飼育する養豚事業者によっています。

商用農場におけるバイオセキュリティに関しましては、APHISは平時及び疾病発生時の対応を規定したガイドラインを作成しています。平時のガイドラインには遵守義務はなく、バイオセキュリティ計画の作成・実行は農場の責任とされております。疾病発生時に制限区域内の農場から豚を移動するためには、連邦が定めているバイオセキュリティ基準を満たすことが義務となっています。

なお、豚への未加熱の残飯の給与については、豚衛生保護法により連邦レベルで禁止されており、州によっては加熱済みの残飯給与についても禁止されているという状況でございます。

2 ページ目の下、(2) 豚のトレーサビリティ制度でございます。

豚のトレーサビリティ制度につきましては、2013年3月、連邦政府は家畜の疾病管理を目的としたトレーサビリティシステムを導入しました。本規則で、州を越えて移動する豚は公的システムにより識別され、獣医師が発行する検査証明等の添付が義務づけられてございます。これらの書類の写しは仕出し州と仕向け州の双方に提出されます。

また、米国には農場登録義務はございませんが、連邦規則上、州を越えて豚を移動する際には、APHISが管理する施設識別番号をあらかじめ取得することが義務づけられております。州外とビジネスを行わない農場についてはこの義務はなく、それらの農場間における豚の移動状況の把握については州政府の管理に任されております。疾病の発生に備えて、連邦政府は州政府に施設識別番号を含めた農場データベースを作成することを強く推奨しています。また、連邦が掲げるトレーサビリティの強化目標の達成へのロードマップを州政府からAVICに提出させ、州における取組状況を監督しております。

3 ページ目半ばの(3) でございます。と畜場食肉加工処理施設についてでございます。

と畜場には連邦の食品安全当局である食品安全検査局——FSISと以後申し上げますが——による認可を受けたFSIS認可施設と、州当局による認可を受けた州認可施設がございます。州認可施設では自家消費用のと畜のみが認められ、販売流通されることはありません。そのため、と畜頭数の大半はFSIS認可施設でと畜されています。と畜前後の検査は連邦規則に従ってFSIS検査官が実施します。異状を呈した豚を発見した際にはFSIS獣医官が検査を行い、その結果、ASFを含む海外家畜伝染病に罹患して

いる可能性があるとは判断された場合には、直ちに所管する州政府の獣医当局に通報することとなっております。

4 ページ、（4）野生豚の管理・生息状況についてでございます。

米国において野生豚は、囲いの中で管理されていない、自由に徘徊している豚と定義され、農場から逃げた豚、野生イノシシが野生豚の定義に含まれています。米国に生息する野生豚の個体数は600万頭以上と推定されておりまして、少なくとも38の州と三つの米国内で生息が確認されています。

2014年から全米における野生豚の個体数削減措置が講じられており、一部の州においては野生豚の撲滅や生息数の削減に成功しています。

A P H I S は、州の野生動物当局が収集した分布情報に基づき、全米野生豚マッピングシステムを用いて野生豚の分布図を作成してございます。

これについては参考資料の5という形で後ろに付けてございます。ページ数で申し上げますと14ページでございます。これですね。こちらのようになっています。南部の方に広くいるような形になってございます。

続きまして、また同じ4 ページでございますが、4 ページに戻っていただきまして、3、国境検疫措置についてでございます。

輸入される生体豚は、仕出し国において90日間の出国検査を受けた後、入境地の検疫ポイントで健康状態及び輸出国政府が発行する健康証明書等の必要書類の確認を行い、問題がなければ、事前に許可を受けた着地検疫施設において30日間以上隔離されます。

豚の遺伝資源及び畜産物の輸入検疫は、国境の検疫ポイントでC B Pによる書類検査が実施され、畜産物についてはその後、F S I Sによる書類、外観確認等が実施されます。

5 ページでございます。

4、A S F 診断機能及びサーベイランスについてでございます。

A S F の診断においては、まずウイルスの遺伝子検査、P C R法が用いられ、A S F ウイルスの分離とシーケンス解析を用いて確定診断がされています。米国においてA S F の確定診断は、ナショナルリファレンスラボラトリーである海外家畜伝染病診断研究所、以降、F A D D L と申し上げますが、こちらで実施しております。

A S F のサーベイランスは、州及び大学の研究所で構成されております全国家畜衛生研究所ネットワーク（N A H L N）でP C R検査が実施されております。アクティブサーベイランスは4種類の枠組みがございます。一つ目は、何らかの異常により病性鑑定された

家畜豚。二つ目は、と畜場においてASF様の臨床症状、これは死亡も含むという形になってございますが、こうした家畜豚について。三つ目は、ASF侵入リスクが高い農場で飼養されている家畜豚。四つ目は、個体数削減措置で駆除した健康な野生豚に対して実施されております。

同じ5ページの5、国内措置についてでございます。

まず(1)ですが、家畜豚におけるASF発生時の対応についてでございます。

ASFを疑う動物を発見した際の通報体制や対応等については、連邦政府が作成したASF対応計画に規定されております。家畜豚でASFを疑う症状が認められた際は、それを発見した誰もが州政府の獣医官に通報することが可能となっております。認定獣医師につきましても、家畜衛生保護法により、ASFを始めとしたFADの通報義務が課されております。

次のページに移りまして、3パラ目になります。陽性が確定した時点でUSDA長官は、国内の全ての豚及び野生豚とその死体について、最低72時間の全土移動停止措置を実施いたします。その期間中に、全国的な農場バイオセキュリティの強化、パッシブ及びアクティブサーベイランスの強化、輸出禁止措置、こういったことを講じることとなっております。

発生農場の豚は速やかに殺処分し、初発確認後12時間以内に、発生農場の周囲最低5キロメートルにコントロールエリア、それから、最低5～10キロメートルの範囲にサーベイランスゾーンを設定して、コントロールエリア内の感受性動物とその畜産物及び遺伝資源について移動禁止措置を実施いたします。コントロールエリア内の農場から豚を移動するためには、連邦の定めるバイオセキュリティ基準を満たしていること及び移動前の隔離期間中の検査が陰性であることを当局が確認の上、許可を取得する必要があります。殺処分や移動制限の措置に関しましては、連邦政府から補償されることとなっております。

それから、6ページの下の方、(2)でございます。野生豚でASFが確認された場合でございます。

家畜豚で発生した場合と同様に、最低5キロメートルにコントロールエリア、それから、最低5～10キロメートルの範囲にサーベイランスゾーンの制限区域が設定され、区域内から豚生体や畜産物等の移動が制限されます。

ただし、野生豚発生時の制限区域の範囲は、自然や人工的な障壁の有無、集中的なサーベイランス、野生動物の専門家による集団内の感染範囲調査に応じて、適切に設定される

こととなっております。制限区域内の野生豚は、APHISや野生動物局、以降、WSと申し上げますが、こちらにより捜索・捕獲し検査に供され、死体は適切に処理されることとなっております。

7ページに移ります。

6、カリブ地域でのASF発生に伴う対応でございます。

2021年7月にドミニカ共和国で、同年9月にはハイチで、ASFの発生が確認されています。これを受けてUSDAは、米国へのASF侵入防止措置の強化策として、WOAHのコードに基づいて、カリブ海地域に位置する米国領プエルトリコ自治連邦区及びヴァージンアイランドを米国本土から分離した管理地域として設定しております。これによりまして、9月17日以降、プエルトリコ及びヴァージン諸島から本土への豚生体、豚肉製品の移動が禁止されています。また、プエルトリコ及びヴァージン諸島において、サーベイランスや農場立入検査の強化、野生豚の撲滅措置が実施されています。

なお、日本は、家畜伝染病予防法施行規則43条において、アメリカ合衆国——この中には、アメリカ大陸の部分、ハワイ諸島及びグアム島に限る——以外の地域については豚、豚肉等の輸入禁止地域と定めており、プエルトリコ及びヴァージン諸島からの輸入は従前より禁止されているため、仮に同地域でASFの発生が確認された場合でも、アメリカ本土、ハワイ諸島及びグアム島からの豚肉等の輸入は継続されることとなっております。

7ページの下、まとめに移ります。

以上の評価事項を踏まえて、総合的な評価の結論の案を記載してございます。

まず最初でございますが、獣医組織体制としては、米国では連邦政府と州政府が連携し、適切な人員や必要な資材の確保を通じて、ASF対応計画に定められた防疫措置を実施する体制が整備されているものと考えられます。

農場の管理については、連邦規則では、州を越えて豚が移動する際に施設識別番号を取得することを義務づけていますが、州内でのみ移動が完結する場合には登録義務は課されておりません。疾病発生時の有事に備え、連邦政府は州政府に施設識別番号を含めた農場データベースの作成を強く推奨し、また、州のトレーサビリティの状況を監督しておりますが、実際の運用について州政府に任されています。

豚の移動管理については、連邦規則では、州を越えて豚を移動する場合のみ移動記録の管理が義務づけられています。ただし、州内の移動であっても、と畜場へ出荷する際には事業者から農場や動物の情報がと畜場に提出されることから、と畜場に持ち込まれる豚に

についてはトレーサビリティが確保されていると考えられます。

7 ページの最後のパラですが、米国では残飯給与については法的に規制されており、飼料を介したASFの侵入防止対策が取られておりますが、平時において、農場のバイオセキュリティガイドラインへの遵守義務が課されていないことから、必ずしもその全ての商用農場で同じ水準でバイオセキュリティが確保されているとは言えないと考えられます。

一方、疾病発生時には、制限区域内の農場から豚を移動するためには連邦の定めるバイオセキュリティ基準を満たす必要があり、農場間の伝播リスクには適切にコントロールされる体制があるというふうに考えてございます。

8 ページの2パラ目になります。野生豚については、連邦政府の管理プログラムの下で、州政府と連携しながら計画的な駆除が行われており、一部の州においては個体数削減又は撲滅に成功しています。また、ASFを含む重要海外悪性伝染病を連邦政府が監視を行うなど、一定の管理体制があると考えられます。

第3パラグラフですが、ASFを摘発するための家畜豚及び野生豚を対象としたサーベイランス体制が構築されており、早期摘発や発生時の診断のためのシステムが整備されていると考えられます。

発生時の措置については、連邦政府の指揮の下、発生農場における殺処分、72時間の全土移動停止、制限区域の設定、疫学調査の実施及び物品の移動制限等の防疫措置が迅速に講じられるよう、対応計画が作成・更新されており、その内容は妥当であると考えられます。

ただし、米国においてこれまでにASFが発生していないため、実際に発生した際に講じられる防疫措置についての的確な情報収集に努める必要があると考えられます。

以上のことから、米国では、ASFの発生を早期に摘発し封じ込めるために必要な体制が確保されていると考えられます。

また、仮に日本側が指定する地域又は農場に由来する製品のみを日本向け輸出製品として識別、管理する等の上乗せ措置を要求する場合、これらの要求に対応可能な体制が備わっていると考えられるとの評価を記載しております。

一方で、ASF発生時に実施される制限区域の設定や、それに基づく移動制限など、具体的な防疫措置の実効性には不確実性が残っております。そのため、ASFが発生した際に、農林水産省は、その発生事案に対して実際に講じられた防疫措置等の内容に関する情報の提供を受け、その実効性及び家畜衛生条件への遵守状況を確認した上で、当該発生事

案を勘案した地域主義適用の可否について判断する必要があることに留意すべきであると
考えております。

こういったリスク評価の原案を基にいたしまして、当部会で御審議を頂ければというふう
に考えてございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、お願いいたします。次
の議事もございますので、できれば簡潔にお願いできればと考えております。

日高委員、よろしく申し上げます。

○日高委員 よろしいですか。

まず、バイオセキュリティに関して、ガイドラインを作成しているが遵守義務はないと
いうことがまず第1点ということと、それと、農場登録義務はないということ。それと、
0.4%の飼養頭数だけれども、農場ベースでは70%以上の25頭未満の農場があるというこ
とですね。ですから、そこ辺りの把握がされていない。日本の場合には飼養衛生管理基準
とかもろもろあって把握しているわけですが、こういうことをがある場合に、もし
発生したときに速やかに証明することができるのかなというのがあります。

それと、アクティブサーベイランスの5ページで、ここで書いてあるんですけども、
年間目標というのが1番と2番と。3番は実績ですね。4番が年間目標という件数が、年
間目標としか書いていないんですけども、実際どのくらいのがされているのかと。それ
と、日本の場合には野生イノシシなんかは亡くなった場合には全てに対してやりますよね。
ASFとCSFを指定するのを国で取り組んでいるんですけども、アメリカの場合には
こういう年間目標云々という数字しかないのはどういうことなのかということを説明して
もらいたいなと思いますけれども。

○稲垣部会長 それでは、事務局の方から、よろしく申し上げます。

○松尾室長 三つの質問を頂きました。

まず、バイオセキュリティは、ガイドラインはあるが遵守については義務ではないとい
うこと、それから、農場登録も義務ではないので、実際その通報把握なんかはきちんとで
きるのかというのが一つ目の御質問かと思えます。

これについては、3番目の御質問とも、少し関連しますけれども、実際リスクが高いと
考えられる農場にアクティブサーベイランスを実施するなど、危ない施設についてはやっ

ているということ。それから、実際の発生時にも強化サーベイランスを行うという形になっていることから一定程度把握する能力があると考えております。また、ゾーニングの単位については、郡などの小さい範囲ではなくて州の単位で今のところは考えておきまして、多少把握が遅れたとしても日本への輸入については安全域を確保することができると考えております。ただし、実際の運用状況をまた見ながら、州から縮められるのか、若しくは州よりもっと大きくしなければいけないのかというのは考える必要があるかと思っております。

また、と畜場に入る動物についてはトレースができるようになっていて、2例、3例と続くような場合にも分かるようになっておりますので、また、と畜場においては、と畜前検査、と畜後の検査という形で、異状がないかというのは確認しています。以上から、ある程度通報対応というのができるかというふうに考えてございますが、今後の審議にまたこの件についても入れていきたいと思っておりますし、また、情報を私どもも集めていきたいというふうに考えてございます。

それから、2番目の御質問でしたアクティブサーベイランスについて、年間目標数、記載あるけれども、実際はどうなんだということでございます。ちょっとこの点については担当から回答いたします。

○中島補佐 実績について、私の方から回答させていただきます。

まず1番目の、何かの異状があったときに病性鑑定された家畜豚、年間目標数6,500件についてですけれども、こちらは、実績としては2022年は1万140件、検査しております。2023年について、今年度についてはまだ年度途中でございますが、4月ぐらいに米国から回答いただいたときの情報としては7,315件をやっております、年間目標数を大きく上回るような形で検査をしております。

続いて、2番目のと畜場におけるASF様の臨床症状を呈した家畜豚の検査になりますが、こちらは、2022年は6,276件、2023年は途中の経過になりますが5,081件の実績がございます。

3番目、ASFの侵入リスクが高い農場。こちらは、屋外飼育であったり加熱した残飯を給餌されている農場の結果になりますけれども、2022年はASFについては6,000件程度、2023年は7,900件程度を実施しております。

4番目の個体数を削減のために駆除した野生豚の検査件数になりますけれども、こちらは、2022年が6,000件程度、2023年も現在の状況で6,000件程度を行っているという状況でございます。

以上になります。

○松尾室長 三つ目の御質問は、日本と同じようにASFとCSFの検査をやっているのかという御質問であったかと思いますが、担当からお答えします。

○中島補佐 これについては、日本と同様にASFとCSFの検査をやっております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○日高委員 4番目の野生豚の検査というのは、健康な野生豚のみやっているということなんですかね、これはね。死亡した野生豚はやっていないということなんですね。

○中島補佐 野生豚については、健康な動物を対象としているものと、あと、FAD調査といたしまして、異状の通報が来たときには家畜豚と同じように、ここにあるアクティブサーベイランスとまた別の枠組みですけれども、異状を呈した野生豚について病性鑑定を行う枠組みがございます。そういった通報に基づいて行う検査という、病気の野生豚を対象にしているものと、それから、健康な野生豚を対象しているものがございます。死亡している野生豚全てについて検査するというのではなく、異状が認められたときというふうになっております。

○日高委員 こういうふうに年間目標うんぬんということは、やっぱり防疫の観点からいくと少し、そういう目標値があるというのはおかしな国だなというのが一つですね。

それと、連邦政府と州政府、結局国家防疫なんですから、やはり連邦政府も州政府も国家防疫として捉えて、そこ辺りは全てやっていく必要があって、州によってやるやらないという部分があるように見受けられたので、その辺りも含めて、国家防疫という概念をもう少しアメリカの方に強く要請するべきだと思います。

それと、この3番目のASF侵入リスクが高い農場で飼育されている豚というのを、この前、説明をちょっとしないと皆さん分からないのかなと思うので、これを説明してもらえますか。

○中島補佐 ありがとうございます。

侵入リスクが高い農場というのは、屋外飼育農場、バックヤードのようなバイオセキュリティレベルが低いような農場であったりですとか、あとは残飯給餌している農場、米国は加熱していないと豚に与えることはできないですけれども、加熱してあっても残飯を給餌しているということは一定のリスクがあるということで、これらの農場をリスクが高い農場として指定しておりまして、そこからサーベイランスを実施しているという状況にございます。

○日高委員 不法移民の対策についてもお願いします。

○中島補佐 ご指摘ありがとうございます。

今、日高先生からご指摘いただきましたが、プエルトリコは不法移民がボートでやってくる場合がございます、ボートに何か食べるものとして豚肉製品などを積んだ状態で漂着をし、岸に着いたら、そこから逃げるようにして、ボートから立ち去ることがあるようなのですけれども、そこに食べ物を放置した状態で逃げるということがあるようでして、不法なボートが漂着したところから半径3キロ以内をハイリスクというふうに米国当局は考えておりまして、その範囲内の農場を立ち入ったりですとか、アクティブサーベイランスなどを行っております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

では、そのほかの委員、いかがでしょうか。

まず、津田委員から。

○津田委員 2点ほど教えてください。

まず、国内への侵入防止措置なんですけれども、PEDの例を取ってみると、PEDはアメリカは清浄国だったわけなんですけれども、2013年にPEDの侵入を許しました。そのときのアメリカの方でいろんな調査されたと思うんですが、日本でもいろんなことを言われました。例えば輸入するときの貨物を運ぶフレコンバッグ、船から船へ運ぶときのフレコンバッグであるとか、そういったものが汚染されているのではないかというような話もありました。そういった侵入リスクについて、米国で新たに追加の水際対策とかいうのは取られたかどうかというのを、あれば教えていただきたいのが一つ。それから、アメリカの場合、一旦国内に入ったら非常にその広がりが速かった。あのときは通報義務のない病気だったということもあったでしょうけれども、州間の移動が非常に速く、感染が広がっていた。それについて、PEDの経験を活かしてこのアフリカ豚熱についてはどういった対策が取られるのかというのをちょっと、もう少し詳しく分かれば説明していただきたいなと思います。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○松尾室長 ありがとうございます。

まず一つ目の質問、PEDの侵入が以前あって、非常に蔓延したことがあるという御質問。PEDについては、ちょっとこれから調べさせていただいて、また報告させていただきたいというふうに思っております。

2点目が通報の義務の話。これについては、先ほどの日高先生の質問の方にもありましたけれども、私どももまた情報を少し集めて、また委員会の方で議論いただきたいというふうに考えてございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

では、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 私も今、津田委員と同じようにPEDのこと伺おうと思っていたんですけども、アメリカの状況、ちょっと全く想像がつかいませんで、やはりPEDが農場から農場にどういうふうに移ったかとかそういうようなことに関して、日本ですと疫学調査のような結果が出てきますけれども、そういった検査、そういった結果の報告を、先ほど日高委員からもありましたように、州政府と連邦政府というのがありますけれども、どのようにまとめていってどういうふうに周知しているかとか、その辺も含めて、あとはPEDの広がり、PRRSもそうなんですけれども、どのように広がってしまったのかというような最終的な措置というか報告をどうしているかというようなことについても、ゆくゆく教えていただきたいと思います。

○松尾室長 承知しました。ほかの豚疾病対策で、どういうふうに州と連邦政府と連携しているかというお話を、確認するというところでございます。

ただ1点だけ、今日の概要説明の中で触れてございますけれども、ASFの発生時には連邦政府と州政府と両方一緒になってチームを作って対応するという形になっているというのは、ASFについては明示的にガイドラインの中でうたわれているということでございます。

○稲垣部会長 よろしいですか。

そのほか、委員、いかがでしょうか。

オンラインの方で木村委員から質問ございます。よろしくをお願いします。

○木村委員 すみません、読み上げていただければ助かります。

○事務局 それでは、読み上げさせていただきます。

アメリカでは、ペットとして豚やマイクロ豚を飼われている頭数が多いと思うのですが、ペットの豚から直接食用豚や、野生豚からペット豚への感染などへの対策などの状況はいかがかという御質問をいただいております。

○稲垣部会長 御回答をお願いします。

○松尾室長 この点については、また確認の上、委員会の方で検討させていただきたいと

思います。報告の上、御審議いただきたいと思います。ありがとうございます。

○稲垣部会長　そういうことで、よろしくをお願いします。

そのほか、ございますですか。

それでは、もうないということ。よろしいですね。

それでは、本件の審議に当たっては、当部会所掌事務のうち、アフリカ豚熱に係る専門的・技術的な事項を審議する必要があることから、今後、牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異論ないようですので、事務局の方ではそのように進めてください。

それでは、次の議題にまいります。続いての議事は、諮問事項である特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についてでございます。

事務局から御説明をお願いいたします。

○大倉室長　それでは、資料3の方で御説明させていただきます。

まず、資料3-1でございます。こちらは諮問文になります。

諮問文で、「家畜伝染病予防法第3条の2第7項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求める。」とございまして、御意見求める事項としまして「特定家畜伝染病防疫指針の一部改正等について」ということで、まず特定家畜伝染病防疫指針については、口蹄疫、牛疫、牛肺疫、あるいは高病原性・低病原性の鳥インフルエンザ、あるいはBSEといった疾病を対象としたものがございますけれども、今回諮問させていただく対象が豚熱とアフリカ豚熱の指針になってございます。

資料の3-2でございます。こちらについて、具体的に指針変更の中身について御説明させていただきます。

1、背景・経緯を説明させていただきます。

(1) としまして、これも冒頭、沖田の方から説明ございましたけれども、本審議会への諮問をさせていただく事項としまして、家畜伝染病予防法に定める規定において、特定家畜伝染病防疫指針変更・策定に伴う場合に審議会の意見を聞くということになっていきます。今回、先ほど申したとおり、豚熱とアフリカ豚熱の防疫指針の変更について御意見を伺うものでございます。

(2) でございますが、豚熱について。本年8月末に平成30年9月以降、この平成30年9月というのは26年ぶりに国内での発生があった時点でございますが、それ以降、九州では初めてとなります豚熱の発生が佐賀県で確認されてございます。この結果、佐賀県含め

て九州7県がワクチンの打つべき対象地域として指定されたということで、その結果、全国で北海道を除く46都府県がワクチン接種推奨地域に指定されてございます。それに伴いまして、様々これまで現場の方での作業、いろいろこのワクチン接種に伴う作業ございませけれども、この変更に伴って作業の効率化を図るということも必要になってございまして、そういった声も受けた上での改正事項がございまして。

(3) アフリカ豚熱についてです。国内侵入時の野生イノシシにおける対応の具体化を進めているところでございまして、防疫指針とは別の文書になりますけれども、「野生いのししにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と感染拡大防止のための基本方針」という文書を示すことで、今作成を進めているところでございます。「感染拡大の原因となる野生いのししの死体の適切な処理等により、野生いのししにおける初動対応を適切に進める必要がある。」とございまして、こちらの防疫指針の方にもこの新たな対策を盛り込む必要がございまして、この指針に基づいて、更に基本方針の策定を進めるということで考えてございます。

(4) でございます。さらに、これらの疾病が発生した際の殺処分頭数を低減させる取組として、養豚農場において分割管理を進めるということを我々の方でやっておりますが、その上で、飼養管理者を分ける必要があるということマニュアルの中でこれまで記載してございますけれども、人を新たに配置しなければならないといった点が課題となっております。一方、養鶏農場の方では、高病原性鳥インフルエンザの指針の中では、人を別途分けなくても、的確なバイオセキュリティ措置が取られている場合は共用して構わないという規定がございまして、その旨と同様に認めてほしいとの意見がございまして。

それから、(5) でございます。これらのことから、豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針及びアフリカ豚熱に関する特定家畜伝染病防疫指針に所要の変更を行うこととしたいとさせてございまして、具体的に、どういう内容かというのを次のページの2番の方に書かせていただいております。

大まかな方針の内容になりますけれども、(1) としまして豚熱の防疫指針の方でございまして。

①「豚熱ワクチンを接種した豚等を、接種農場から接種区域内の他の農場やと畜場に移動させる際のV字標識の義務付けを削除」とございまして。これ、具体的にワクチンを打ったもの、それから打っていないものを実際にワクチンを打つことで抗体が産生されて、これが野外株の抗体なのかワクチン接種に伴う抗体なのかというところで、診断に伴う混乱

を招きかねないということで、接種したものについては標識をつけるという取組を行っていただいております。V字と言っているのは、豚の背中にVで、スプレーで標識をかけたと畜場出荷とかをしていただくということになってございます。先ほど申した九州での発生に伴って、北海道だけがワクチン打たない地域ということで、全国ほとんどの地域はワクチン接種地域となったことで、この標識を付けなければならない状態自体がほぼなくなっているという状況で、現場でこのV字標識を付けるという作業もかなり多大な労力も割いているということもございまして、この際、変更の方を検討したいというものです。

②番でございます。「病性鑑定時における蛍光抗体法の実施の義務付けを削除」というものです。これ、実際の発生に伴って、周辺農場の検査を行うというプロセスがございすけれども、その中で、抗原検査の一つとして蛍光抗体法もやるということで規定されてございますけれども、抗原検索の一つとして、今PCR（遺伝子）検査も県で行っていただいておりますけれども、これまでかなりの知見も集積されたということもございすし、都道府県の病性鑑定の習熟度も上がっておって、PCRの精度が相当上がってきているということも背景にございまして、一方で、これも緊急時の病性鑑定室の業務というのが集中的に生じてしまうということもあって、こちら、蛍光抗体の方がなくても、PCR検査の方で十分診断、判断ができるということで、削除してはいかがかというものでございす。

3点目、③でございます。「疑似患畜のうち、発生農場で豚等の飼養管理に直接携わっているものが直接の飼養管理を行っている他の農場において飼養される豚等の定義の一部変更」。これ、先ほど触れましたけれども、鳥の方では許されている、適切なバイオセキュリティ措置を行えば、飼養管理者が他の農場に行っても、すぐに疑似患畜になるということがないような記載ぶりを豚熱の方でもそろえたいという変更内容になってございます。

(2)、こちら、アフリカ豚熱の指針の方でございすが、その①「移動制限の対象項目に野生いのししの死体等を追加」とございす。現在これ、移動制限する際にこういったものを対象にしないという規定ございすけれども、その中に「野生いのししの死体」というのが記載がないということで、これはリスクのかなりある物品でございすので、イノシシの死体ですとか排せつ物、そういったものを移動制限の対象項目というもので記載をしたいというものでございす。

あと、②ですが、「野生いのししに対する防疫措置の準備について具体化」とございす。こちらの飼養豚に関しては、発生、実際に通報があって検査の結果陽性になるまでの

間に、都道府県の方でこういった準備をしてくださいという規定がございますけれども、野生イノシシのことを想定したときの陽性時に備えた準備というものの規定がございますので、この際、野生イノシシについてもその防疫措置の準備というものについて記載をしたいという改正内容になってございます。

これが主な変更したい点ということになりまして、3番の今後のスケジュールでございます。本日諮問させていただきましたが、その後、牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会におきまして、この上記の変更方針について専門家の方の議論を行わせていただきたいと考えてございます。

また、都道府県への意見照会とパブリックコメントも実施した上で、そのコメント、その様々意見を集約した上で、反映できるものを反映させていただいたものを、またこの家畜衛生部会に御報告させていただきたいと思っております。

そのスケジュール感としては、2月上旬をめどとしております。その際、もし答申を頂ければ速やかに防疫指針を変更いたしまして、来年度からは実際に新たな改正後の指針に基づく運用を行っていただきたいと思ひまして、年度内の改正を目指して進めていきたいと考えてございます。

説明、私の方から以上になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御質問がありましたら、よろしくお願ひいたします。

いかがでしょうか。

ございませんようですので、それでは、本件の審議に当たっては、当部会の所掌事務のうち、今後、牛豚等疾病小委員会において審議いただきたいと思ひますが、よろしいでしょうか。

また、野生イノシシの基本方針などの策定もございしますので、必要に応じて野生イノシシ豚熱対策検討会と合同で御議論いただきたいと思ひますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

御異議ないようですので、事務局はそのように進めていただければと思ひます。

それで、ここで10分間休憩を取ることとございしますので、今15時5分ですので、15時15分から再開させていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

○稲垣部会長 では、定刻になりましたので、再開させていただきたいと思います。

それでは、最後の議事になるわけですが、その他報告事項になります。

まず、事務局から、農場の分割管理に当たっての対応マニュアルの改正についての御説明をお願いいたします。

○大倉室長 では、こちらについても私の方から説明させていただきます。

資料の4-1について御覧いただければと思います。分割管理マニュアルの改正についてでございます。

現状ですけれども、発生農場の範囲を限定できる農場の分割管理については、殺処分頭数を低減できる取組であり、都道府県、畜産関係団体からも意見を聞き、本年9月にマニュアルを作成し、周知したところでございます。畜種を問わず活用できるマニュアルとしておりまして、都道府県を通じて分割管理を検討している農場を聞き取りしたところ、これは11月末時点の数字でございますけれども、養鶏においては全国で81農場、施設整備等の具体的対応を進めている農場もこの中には含まれてございます。その一方で、養豚につきましては10農場という答えがございましたけれども、これについてはいずれも対応を検討中というものでございまして、具体の施設整備等の取組が進んでいるという状態には至ってございません。

2番でございます。養豚において分割管理を進める上での要望でございます。

先ほど、畜種を問わず活用できるマニュアルと申し上げましたが、この中で養豚についてはまた特殊な、養鶏とは違う家畜の飼養の仕方という独特の管理もございますので、それについていろいろ御意見を伺ってございます。生産者の方、専門家の方、都道府県からの意見・要望とございまして、主なものとして以下のものということで1から4、掲げてございます。

(1)として、「養豚の実態に即した養豚農場における具体例を示して欲しい。」とございます。これは、今し方申しましたフロー、養豚についてはいろいろ養鶏と違った豚の移動、流れがございまして、それに合わせて具体例をもっと見たいという御要望でございます。

2番、養豚農場間で豚を移動させる際の隔離に必要となる施設を具体的に示してほしい。これは、いざ分離したとき、分離した一方の農場からもう一方の農場に豚を移動せざるを得ないんですけれども、そのときに疑似患畜の範囲となってしまう。ある片一方の農場で仮に発生があったときに、あるロットの豚がその次の別の農場に移動していたとき、その

農場でどの範囲を疑似患畜とするのかという特定が必要になってございます。その際、隔離をしておくという措置が必要になるんですけども、その隔離のときにどういった施設が必要なのかということを示してほしいという御意見でございます。

3番、分割後の離乳農場で豚熱が発生した場合、繁殖農場の子豚は移動先がなくなるため、別の移動先をあらかじめ検討しておくべき。これはまた分割のやり方にもよるんですけども、離乳というステージのところの農場だけを分割した場合で、そこで発生してしまうと、離乳より前の段階の繁殖というステージから豚がどんどん生まれて出てきたときに行き場がなくなってしまうということがあるので、その際どういう対応が必要なのかもあらかじめ検討しておくべきという御意見でございます。

(4)でございます。飼養管理者の設定について、養鶏農場と同様に分割後の農場間で飼養管理者を共用する場合の規定を設けてほしい。これは、休憩に入る前に御説明いたしました防疫指針の中で改正事項として含まれているものと同じものでございまして、分けた後の農場で飼養管理者が共通していると、そのもう一方の農場も疑似患畜の対象、殺処分の対象となり得てしまうというものでございまして、適切なバイオセキュリティ措置を取った上であれば、ちゃんと出入りの際シャワーイン・シャワーアウトとかしていただいで、バイオセキュリティ措置をちゃんとしっかりしていただければ、飼養管理者を共用できるような規定を設けてほしいという御意見でございます。

これについて、また参考資料をお見せしながら御説明したいと思っておりますけれども、参考資料の4-1、ちょっと御覧いただければと思います。こちらの「養豚場における分割管理を行った場合の効果（イメージ）」というスライドがございまして。

今の申し上げた2番(1)のところ、まず、その実態に即した養豚農場における具体例を示してほしいという御意見でございますが、この参考4-1のスライドの真ん中ぐらゐのところ「繁殖豚300頭規模の一貫農場で分割管理を導入する場合の例」とございまして、矢印が書いてあるフロー図がございまして。母豚舎・分娩舎でぐるぐる回しながら、ここで、このステージで繁殖をいたします。そこから豚が生まれてきたものを、次の離乳舎というところで約70日まで育てるというものでございまして。その次のステージとして肥育舎というものでございまして、肥育舎に豚を移動して、180日まで育った上でと畜場に出荷という流れになってございまして。

先ほど申したのは、こういった特殊な豚の移動というのが伴う飼育管理をする関係上、このどこでどういうふうに分けたらいいのかが分からないという声が寄せられてござい

ましたので、これも一貫農場のケースでございまして、また、豚の飼養の仕方、繁殖を中心とやられている方もございます。肥育だけをやられている方もございますし、そういった農場で具体的にどういう区分の仕方があるのかということ、パターン分けをしてほしいというようなお声でございました。

あと、(2)のところで、豚移動させる際の隔離に必要となる施設を具体的に示してほしいという声については、例えば次の下の②番の例ですね。先ほど申した繁殖部門、離乳舎、肥育豚農場と、三つのステージに大きく分けた場合、例えば②のケースですと、繁殖部門と離乳舎を一体の農場とみなして、次の肥育農場というステージと別の農場として分けるというケースです。この場合に、例えば繁殖農場のステージから肥育農場に豚を移動させる時期が来たときに、移動させた豚を肥育農場に置いておくんですけども、そのときに不幸にして繁殖農場の方で発生があった場合、この肥育農場の方に直近で移した豚たちも疑似患畜というものに該当し得ることになるんですけども、その直近で移した豚たちをこの中で隔離しておくという必要がございます。交ぜてしまったら、ほかの豚も一緒にたに疑似患畜となってしまう可能性がございますので、隔離しておくということになるんですが、その隔離に別の豚舎が必要なのか、あるいは豚房を区切るというような対策でいいのか、そういった具体的な対策をして示してほしいというのが御要望でございました。

(3)の御意見・御要望でしたけれども、分割後の離乳農場で豚熱が発生した場合、繁殖農場の子豚は移動先がなくなるので、別の移動先をあらかじめ検討しておくべきというのは、例えばここの参考4-1のスライドの③のケース、繁殖、離乳、肥育というそれぞれのステージを分けて3分割するような分割管理をした場合に、この真ん中の離乳農場で発生が仮にあったとすると、この繁殖農場のところからどんどん子豚が生まれてきてしまうと、普通であれば離乳農場の方に移すべき豚たちが、この離乳農場で発生があると行き先がなくなってしまうというようなことが生じ得ます。ですので、そういったときの対応をどうすればよろしいかというような御意見ございまして、そういった場合、例えば、もう肥育農場の方で別途隔離の場所を作って確保しておくとか、そういったような対応策について検討しておくようにということを加えてくれないかというような御意見でございました。

あとは、(4)は先ほど申したとおり、養鶏農場と同じような飼養者を共用する場合の措置についても検討してくれというお声でございました。

また、すみません、資料4-1の方、戻っていただきまして、その3番、要望を踏まえ

たマニュアルの改正点でございます。

今申し上げたような主な意見、集約いたしますと、検討に当たっての留意点のこの項目、畜種ごとの記載となるよう再構成。これは、豚と養鶏と、既存のマニュアルですと混在するような記載にもなっているので、養豚については別途養豚の項目、養鶏の場合は養鶏の項目で、分かりやすくしてほしいというような声もありましたので、そのような形での再構成をするということと、あと、具体例を示してほしいということに関しては、できるだけいろんなパターンの模式図なんかも示したいということでございます。それから、農場間で豚を移動させる際の留意点、隔離に必要となる施設の考え方といったものを追記するというのを考えてございます。

大きな2点目としまして、2の4について、先ほどから申しているバイオセキュリティの措置を講ずれば人を共用することも構わないというような記載をできないかということでございます。これにつきましては、高病原性鳥インフルエンザの防疫指針と同様の例外規定を設けてまして、本マニュアルにも追記をしたいということを考えてございます。

私の方からの説明、以上になります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御意見、御質問がありましたら、お願いいたします。よろしくお願いいたします。

日高委員、お願いします。

○日高委員 やはり豚における分割管理というのは大変難しいと思うんですね。例えば、もう既にツーサイト、スリーサイトでやっている農場の場合には取組はできるのかなという感じはするんですけれども、一貫で同じ場所で分娩から肥育まである農場はなかなか難しいし、動線も含めて、いろんなものがあって、規模が小さいところも大きいところも問題は一緒だと思うんですね。ですから、ここ辺りはやはり、どういう方法だったらまずできるのかということをお皆さんで議論していただいて、例えば発生があったときにでも、そこは、その中でまた皆さんで知恵を絞って、どのようにして殺処分を少なくするかということをおこれから先、構築していく必要があるし、できる農場とできない農場が先ほども言ったようにあるので、まず、できる農場からやってみて、そこで不備が生じた場合には更に考えていくという方がいいのかなとは思っていますけれども、やはり養豚場はなかなか難しいというのは本当実態だと思います。

国の方で、そこ辺りを生産者と協議しながらやっていただきたいと。すぐにできるよう

な事案だとは思いませんので、そのようにやってほしいなということですね。

○稲垣部会長 このことについてお答えは。お願いします。

○大倉室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、養豚を、一貫といってもいろんなスタイルがあるというのと、昔からやられている方と最近畜舎を整備した方とで、全く違う豚舎の配置・構造になってございますので、そういういろんな方がいる中で一律に、何か基準みたいなものだけで、なかなか現場の方で運用できないというのはそのとおりかと思えます。

ですので、我々もできる限り実際の事例を、豚舎の配置図なんかも用いながら、具体的な動線の引き方、仕切りの作り方とかそういったものを、こういう場合だったらできるんじゃないかというなことをお示しできるようなものを、できるだけ積み上げていきたいと思っております。

おっしゃるとおり、すぐに一発、このマニュアル作ればできるというものではなく、いろんな事例を聞きながら、トライ・アンド・エラーもあるかと思えます。そういったものも県の中から常に拾いながら、フィードバックしていくというような取組が必要かと考えてございます。

○日高委員 それから、一番問題になるのは堆肥舎と浄化槽の問題があると思うんですけども、やはりこれをどのようにやるかということと、もう一つ、例えば離乳舎の場合には、簡易の移動できるものがありますよね。30頭か50頭ぐらい入れられるぐらいのやつがあるんですけども、そういうものを活用する方法で、今、豚舎を造るのにしても資材高騰で昔の倍以上掛かるのが実態ですから、そこ辺りも含めた国の補助体制とか、先ほど言いました簡易豚舎をうまい具合使ったの、一番発生リスクが高い離乳舎のを移動できるような感じでやっていけば、大規模なところだとそういう簡易豚舎がたくさん要るんで大変でしょうけれども、300頭ぐらいの規模のところだったらそういう簡易豚舎、移動式の離乳舎のを利用しながらやるのも一つの案だと思いますので、そこ辺りも含めた国の対応というのをよろしくお願ひしたいと思えます。

○稲垣部会長 コメントありますか。

○大倉室長 はい。ありがとうございます。できる限りですね。

これ、そもそも分割、何で分割するかということも、疾病発生時のできるだけのコスト負担を抑えるというものでございますので、まずこの分割、そのコスト負担を抑えるための取組にコストが掛かっては元も子もないので、そういった意味で、できるだけ飼養者の方

のコストを抑えられて、維持していくメンテナンスコストも含めて、どういうやり方がいいのかというのは知見集約していきたいと思いますし、あと、おっしゃった堆肥場と浄化槽というのは養豚場に伴う一番分割で難しい部分かと思いますので、これについてもできる限り事例を集めたり、必要な検証なんかもやっていければと思ってございます。

○沖田動物衛生課長 一つだけ。日高委員おっしゃられるとおりです。大事なことは、生産者の皆様と意見しっかり交換しながら、事例を集める場合、それから検証する場合にも、大倉の言ったとおり、そういう仕事するんですが、そのときに生産者の皆さんとしっかり意見交換しながら、現場の意見をよく聞いて対応したいと思います。どうもありがとうございます。

○稲垣部会長 そのほかの委員からございますか。

橋本委員、お願いします。

○橋本委員 この分割管理の今御説明の中で、養鶏では全国で81農場が検討されているということですね。改めて随分たくさん。ただし、本日冒頭御説明がありましたように、我が国の採卵系農場はどれぐらいあったかな、2,000以上ありますね、2,100とかそんな規模が先ほど紹介され、ブロイラーもそこそこありますので、何が言いたいかということ、この81農場というのは、たくさんある農場の中の一部でやはり検討されていると。ですから、いろいろまくいくところ、いく例は生産者でもその情報を共有しながら、できる範囲で応援していくことが大切かなと思っています。ですから、養鶏も始まったばかりですから、まだ改善するところは出てきたら、是非生産者も情報提供をお願いしたいというのが1点。

それから、今年に関しては、冒頭お話がありましたとおり、4例しか出ていないと。一方、野鳥は72事例。1都1道16県かな。全国、北は北海道から鹿児島までで、非常に少ないですね。お隣の、例えば一番近い韓国は、12月3日に出してから僅かの間にもう22農場になっているわけですね。ですから、我が国が少ないのは、この分割管理のような考えが出てくるように、飼養衛生管理の指導が深められてきているんじゃないかと。これは本当に、特に家畜保健衛生所がそうですが、いろんな細かい指導を今されていますから、それが定着している、効果を出してきているんじゃないかなと今感じているんですよ。ただ、安岡局長が冒頭御挨拶されたとおり、これから12月、1月が一番厳しいんで、まだまだ厳しい状況は続く。取りあえず今までのところは非常に有効な防疫ができてきているかなと。

分割管理は養豚での取組も参考にしながら更に中身を深めていっていただきたいし、も

う一つは、今の家保等の皆さんの御指導と色々なやりとり、日常の報告とか、それが新しい試みとして、飼養衛生管理支援システムというのが構築されようとしているということです。その部分も是非良いシステムができるように、情報提供というか、これからこうやります、ここを是非とも御指導、よろしく願いいたします。

以上です。

○稲垣部会長 コメントをお願いします。

○大倉室長 ありがとうございます。

養鶏の方も、おっしゃるとおり、まだ取組始まったばかりでございます。相談だけの農場もございますし、具体的な整備をもう実際に行っているところと、対応はばらばらでございますけれども、こちら、養豚だけではなくて養鶏の方も、いろいろな優良事例といったものも各県の方にも共有しながら、取組を広めていくということも進めたいと思います。

それから、おっしゃっていただいた飼養衛生管理、韓国と比べてはということはあるんですが、冒頭、局長から申し上げたとおり、まだ野鳥の中では相当なウイルス量あるんだろうと思われま。昨年と比べて少ないとはいえ、一昨年、令和2年の、それまでの最大発生であった令和2年と比べて見てみると、まだ今年のがはるかに多い野鳥の検出事例になってございますので、気が抜ける状況とは思ってございませんので、まだまだこのリスク高い中、年末年始も含めて、気緩めないようにということで、昨日も私どもの方から各県に対して注意喚起の通知も出させていただいたところでございます。

そういった意味では、あと、県の方での指導というのを日頃回っている家保の方々、非常に業務、今多忙な状況になっていまして、豚熱のワクチンとかの接種もある中で養鶏場への指導とかも重なって、非常に忙しい状況ではあるんですけれども、皆さんの取組、徐々に定着してきているということもあるんだろうと思います。

一方で、発生農場の疫学調査、先日、家きん疾病小委員会と疫学チームの合同会議の中でも、4事例の検証をさせていただいたところでございますけれども、やはり完全にできているというわけではないということも見付かって、検証結果でも出てございますので、そういった、まだ穴のある点があるということも御認識いただいた上で、更なる衛生管理の方の指導というようなこともやっていただきたいと思いますので、

言及ございました飼養衛生管理システムの方も、そういった忙しい家保の手をできるだけ効率的に進めるという点でも有用だと思ってございますので、来年度以降もどんどん現

場の方で、そういったシステムを使いながらの指導で、効率的な現場指導へ生かせるように進めてまいりたいと思っております。

○稲垣部会長 そのほかの委員からございますか。

じゃ、日高委員。

○日高委員 CSFに関してなんですけれども、今、九州はワクチン接種が大分進んでいるという状況ですけれども、野生イノシシの発生が今九州はないということで、私たちとか養豚をやっている者は一安心ですけれども、やはり九州で野生イノシシにCSFがうつらないような方法で是非やっていただきたいということですね。

それと、山口県が結構野生イノシシの感染が多くて、岡山とどこでしたっけね、あの辺りは少ないですよ。出ていないですよ。やはりこれは、ハンターが悪いというわけじゃないんですけれども、その辺りの方々の指導は徹底してもらわないと。やはり人為的に持ち込まれた可能性があるという話も聞いておりますので、そこ辺りも再度ですね。今ジビエは大変全国的に需要が多いということでもありますので、やはりそこ辺りも喚起していかないとですね。九州でCSFの野生イノシシ入ると、もう山が連なっているし、やはり養豚場も平地にはなくてそういうところにありますので、そこ辺りを再度徹底してやってもらいたいということですね。よろしく願いしときます。

○稲垣部会長 コメントございますか。

○大倉室長 ありがとうございます。

おっしゃるとおり、九州の方でワクチン接種の方、順調に進んでございまして、今のところ7県のうち6県の方はもう全て終了と、あと残る1県も年内には打ち終えるんだろうという見込みになってございます。

ただ、これも冒頭、局長からもありましたけれども、ワクチンを打ったことで気が緩まないようにということで、私どもの方も注意喚起の方を繰り返してございますけれども、一方で、御心配されている野生イノシシへの侵入、この点も今のところ幸いにして、かなりサーベイランス強化をした結果でも見つかってございませぬけれども、いつ何どき持込みあるかということで注意喚起の方を引き続き、養豚関係者だけでなく山に入る方、狩猟者の方含めての注意喚起ということを引き続きやっていきたいと思っております。

そういう意味で、佐賀県での発生での疫学調査でも、イノシシが直接持ち込んだという形跡は見られていないので、人為的に持ち込まれたものであろうということもございまして。イノシシだけでなく人の持込みで、いつ何どきまたイノシシが陽性でない地域にも持ち込

まれるとも限りませんので、そういった点も含めて注意喚起、続けていきたいと思っております。

○日高委員 もう一つ、そこの人の云々というので、やはりと畜場による交差汚染ですね。このことも、やはりまだ、九州は抗体のCSFのワクチンを打っていますけれども、本州みたいに2年とかたっていない。そういう意味で、そして、先ほど言いましたように野生イノシシも感染していないということで、一番リスクが高いのが、先ほど言ったハンターさんたちの話もそうですけれども、やはりと畜場における、要するに本州から入ってくる豚における、と場による交差汚染ですね。これに対して国の方はどうのように、そのリスクがあるのかないのかということはどう思われているのかを一つお聞きしたいことと、九州の生産者としてはやはり、もうしばらくは九州のCSFの、豚熱のワクチンが安定するまで、安定するというか年数がたつまではそこ辺りを、なるべく本州からの、そういう地域からの豚のと畜場への搬入はしてほしくないというのが切なる願いというか希望ですけれども。

○稲垣部会長 2点ほど今御指摘ありましたけれども、よろしく申し上げます。

○大倉室長 と畜場での交差汚染についてですけれども、これ、私ども、佐賀県での発生を受けて、共用施設での持込み、交差汚染も念頭に置いた対策の方を強化するということも、そのときの通知の方で触れさせていただいております。人為的な持込みと言いましたけれども、別に農場の関係者に限らず、その農場に出入りする事業者の車両を介した侵入というのももちろん念頭に置いた上で、そういう共用施設、と畜場も含めた施設での交差汚染防止対策というのを努めていただくということを含めての注意喚起でございます。

本州の方からの持込みというのも、これも、流通についてはもちろん今は制限する状況にはないとは思っております。もちろん本州の中でもリスクの高い地域と発生していないところと様々ございますけれども、こちら、九州の方のと畜場に持ち込むということもこれまでなかなかできなかったのが、ちょっとワクチンが全面的に打たれたということもあって、むしろ流通の方はできるという状況になってございまして、そこも管理をしっかりしていただければ、流通の方を制限するというところまで至らないかと思っておりますので、そこのと畜場での交差汚染防止対策をとにかくしっかりしていただくということかと思っております。

あと、繰り返しになりますが、ハンターの方のリスクが高いというところは、もうここも繰り返し、家畜衛生というものについてどういうものが重要かというのは、日頃あまり

触れない分野のことではございますので、ここも粘り強く、そういった狩猟者の方々、業界団体含めて、注意喚起の方は繰り返しやっていきたいと思っております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

この分割管理の件について、ほかの委員、何かございますか。

ないですね。ありがとうございました。

続きまして、野生イノシシのアフリカ豚熱防疫措置の具体化についての御説明をお願いいたします。

○沖田動物衛生課長 それでは、資料の4-2の資料を使いまして、私の方から、野生イノシシのアフリカ豚熱防疫対策について、御説明をさせていただこうと思います。

4-2の資料をお持ちの方、御覧いただければと思います。また、画面共有をしておりますので、画面を見ていただいても結構です。

まず、次のページをお願いいたします。

基本的に、まず、豚熱とアフリカ豚熱の違いというところからちょっと御説明をしたいというふうに思います。

豚熱とアフリカ豚熱、これはいずれもウイルスによる豚・イノシシの感染症でございます。両方ともウイルス病でイノシシと豚に感染するんですが、先ほどから議論がありますが、けれども、豚熱の方は日本で発生をしているというところで、アフリカ豚熱は日本にはない病気でございます。

次に見ていただきたいのは宿主なのですが、いずれも豚とイノシシにかかる病気で、どちらも人間にはかからないということで、この病気は、人畜共通伝染病だといって、人の健康について心配をする必要はない病気でございます。ただし、いずれも豚に対してあるいはイノシシに対しては感染力があり、死亡もするというところで、怖い病気だということ。

それから、アフリカ豚熱については伝播の経路の一つとしてダニを介してうつるという、そういう伝播の経路がございます。ただし、その媒介するダニなのですが、これが日本には存在していないダニだということですので、この話、ダニについて、日本については心配する必要はないのですが、ダニによる経路があるということもこの二つの病気の違いの一つでございます。

それから、次に環境における耐性なのですが、この環境における耐性については、アフリカ豚熱が環境の耐性が非常に強いという点は強調しておきたいというふうに思います。死体の中において、かかった動物が死んで、その死体の中で、条件が合えば数か月にわた

って感染性を保った状態で残っていくことができるというところでは、これがアフリカ豚熱に関しては対策上非常に重要であるということでございます。その点、強調しておきたいと思います。

臨床の所見は、両方とも発熱とか死亡といった似たような病気なのですが、アフリカ豚熱の場合は特に、甚急性とって一気に悪くなって一気に死んでしまう。特に何か症状が出る、発熱があった、下痢があったということではなくて、一気に状態が悪くなってそのまま死んでしまうという甚急性、極めて速い経過をたどるといふ例もございます。

それから、次に大事な点は、豚熱についてはワクチンがあります。先ほど日高委員からも、九州、ワクチンをしっかり打っているというお話ありましたように、豚熱についてはワクチンがあるんですが、アフリカ豚熱には現在ワクチンがないという状況になっておりまして、一度入りますと、これは殺処分をして蔓延を防止していくしか止める手だてがないということになります。これが非常に重要な点だろうというふうに思います。

そういうそれらの特徴を踏まえて考えますと、イノシシにおいて防疫措置を行う場合に、この二つの違いというものを考える必要があるということでございます。豚熱の場合は、野生イノシシに感染して、その感染したイノシシが甚急性で急激な経過をたどって死ぬというよりは、むしろ病気を持ったまま生きて動き回る、これが広がる原因になる。つまり、生体、生きたイノシシが感染のリスクとなるというところ、これが高いというのが豚熱の方の特徴で、一方で、アフリカ豚熱については極めて速い経過をたどって死んで、条件がよければウイルスがそこに長いこと保持されるということでございますので、死体が感染源となると、死体にリスクがあるということで、これらを踏まえた対策をすることが重要となります。アフリカ豚熱については、とにかくやっぱり積極的に死体を探索し、見付け出してそれを適切に処理するということが重要になるというふうに考えております。

次をお願いいたします。

次のページは、アフリカ豚熱の世界的な拡大の話です。

アフリカ豚熱、これはもともとアフリカにおける、いわゆる豚の風土病という形でアフリカの中で広がっていたという病気でしたけれども、これが2007年になりましてヨーロッパの中央ヨーロッパにあるジョージアに侵入をしたと。これが最近の世界的な流行の一つの発端であったというふうに考えています。2007年にアフリカからジョージアに渡り、それが西側はヨーロッパ、そして東側はアジアへという形で広がってきたという状況になっております。

アジアにおいては、2018年の8月に中国に侵入をいたしまして、そこからアジア、南アジア、東南アジア、それから極東、こういったところに広がってきたというところで、ほぼ全域、アジア全域に病気が広がっており、この病気から逃れている国・地域としては、我々の近隣でいえば日本と台湾だけという状況になっております。

それから、ヨーロッパにおきましては西側にどんどん広がってきていて、今一番西側はどこにあるかというところ、イタリアに入ってきているというところなんです。一時期、ベルギーの野生イノシシにおいて発生が確認されておりましたが、ベルギーは、イノシシ対策を取りました結果、清浄化に復帰をしています。清浄化を再獲得という形で、封じ込めることができっております。ということで、一番西側進んでいるのがイタリアあるいはドイツというところが一番西側に、ヨーロッパの西側に来ているというところがございます。

次に、野生イノシシに関するアフリカ豚熱侵入前の、現在の状況における対策を御説明したいと思います。

柱としては大きく、そこにあるとおり、アフリカ豚熱に関しては経口ワクチンはないので、3番目の経口ワクチンは、これは豚熱だけの対策になり、アフリカ豚熱としては三つ、そして豚熱の対策としては四つということがございます。

まず、1つ目がサーベイランスの実施です。サーベイランスについては、継続的に野生イノシシを調査し、感染状況を正確に把握するということが重要でございます。このサーベイランスにつきましては、イノシシには、動衛研それから民間の企業との研究によりまして、アフリカ豚熱と豚熱を同時に検出するキットという検査手法を開発しておりますので、これを活用して両方の病気を同時に監視することが現在できております。しっかりとサーベイランスを行って、正確に感染状況を把握するという状況です。

2番目としては捕獲の強化。イノシシについて、生息密度を低下するということが、侵入した場合にも感染拡大を抑制して、農場への侵入する可能性を低くするということができますので、捕獲を強化するということです。

それから最後、リスクコミュニケーションということですが、演習であるとか注意喚起、周知、そういった関係者間の理解の向上に努め、このアフリカ豚熱あるいは豚熱についてしっかりと把握をして、危険性を把握した上で対策をしっかりと取っていくということが重要ということがございます。

豚熱に関しては、それに加えて経口ワクチンの散布というのがございます。

サーベイランスの状況について、少し詳しく御説明をいたします。

各県においてアフリカ豚熱のサーベイランスの状況というのをお示ししております。農水省としては、各県ごとに、これは統計的な裏付けをもった数字なんですけれども、299頭、年間に検査をするということによって、豚熱・アフリカ豚熱が入っていないということが統計的な意味を持って言えるということで、299頭を目標にして実施をしております。色が着いている県が299頭を達成している県でございます。

なお、北海道につきましては、イノシシの生息、野生イノシシの生息がないということですので、北海道は除外して考えておりますが、青森や秋田といった最北、その北限がどんどん広がっているという状況から、これらの県においてもしっかりとした検査が必要な状況になっているというところでございます。

それから、検査を容易にするためにいろいろ工夫をしております。その一つが、先ほど言った豚熱・アフリカ豚熱を同時に検出する検査のキットの導入、それから、イノシシの場合、やはり死体を捕まえて、死体で何とか検査をするということをやらなければいけないのですが、その死体の腐敗の具合が非常に進んでいると検査には回せないという状況になります。血液などを採ることはもちろんできないばかりか、内臓とかそういったところにも腐敗が進むとなかなか採れなくなるということから、新たな取組として耳を用いて、死体の損壊がなかなか起こりにくいと思われる耳を用いた検査をするということを通じて、少しでも検査対象を広げていこうということで、豚熱の検査を行っているところです。

これまで、現状まだ入っていないという状況でのアフリカ豚熱対策について説明しましたが、これが野生イノシシに侵入した場合の対応についてでございます。

侵入した場合については、令和3年の11月24日でしたけれども、開催をされた豚熱・アフリカ豚熱対策本部、これは農林水産省の本部ですが、ここで死体の対策などアフリカ豚熱対策は、国内侵入時の野生イノシシ対策について具体化を図るべきであるということとされました。

これ、この背景としましては、野生動物の対応強化のために家畜伝染病予防法がその前の年に改正をされ、また、その防疫指針で規定される内容について、それを実際の対応に落とし込むことが必要というふうにされたこと。そして、その後、検討の中で、防疫指針で野生イノシシにおけるアフリカ豚熱の浸潤状況の的確な把握と、感染拡大防止のための基本方針、これを取りまとめるということになりました。それに、その対応ということで具体化、対策の具体化を行うということになってございます。

その具体的な対策、具体化の経緯と、それから今後の予定についてでございます。

令和3年の11月の省の対策本部の会議において具体化方針が示され、その後、その対応を開始したところです。

令和3年の11月の会議後、1か月後には筑波山において、つくば市や林野庁、農研機構等、それらの協力を得て実地演習を実施して、課題の洗い出しを行いました。そこに写真出ておりますけれども、実際に現場で穴を掘ったりということをしているんですが、この穴を掘っているのは当省の職員でございます。そういった実地演習を行った結果、死体の処理に関して制度上整理が必要な点、実際の死体処理の困難な点、課題というものを認識いたしました。

まず、解決すべき課題として死体処理の制度上の問題がありました。関係省庁で協議をいたしまして、3月の末には、消費・安全局、それから農村振興局、農村振興局は鳥獣被害対策の担当の部局になります。それから林野庁、そして野生動物を所掌する環境省の自然環境局、廃棄物を所掌する環境省の自然循環局、それらそれぞれの局の長の連名で、死体処理及び連携の強化に関する通知を発出いたしました。

また、その後、専門家を交えた検討を進めて、野生イノシシ豚熱対策検討会の審議を経て、11月には基本方針の第1案をまとめて都府県に照会するという手続を進め、令和5年度から研究事業あるいは県への補助事業を通じた実地演習、こういったものも進めて、今年度の末には、先ほど申しました基本方針について、これを策定するという予定になってございます。

今回の防疫指針の改正等において、野生イノシシに関連する事項は、この具体化に係る検討の中で改正が必要な事項となっております。これらについて御審議をお願いしているところでございます。

野生イノシシでのアフリカ豚熱の感染の初期対応、どのような対応をするかという全般的な流れが、このスライドになります。

流れとしては、まずサーベイランスであるとか、それからあと、ASFの場合は一気に病状が、病気が進むと死亡するということですので、イノシシの大量死が起こっているというような事象がありますと、それがきっかけとなってASFの発見となるわけですが、こういうことが起こりますと、まずは県においてASFの遺伝子検査を行ってその疑いが強ければ、動衛研に持ち込みまして、陽性になるかどうかと判定をして、これが確定検査となります。その確定検査で陽性ということになりますと、対策本部の設置であるとか防疫方針を決定し、それを実施していくということになります。

防疫措置の具体的な中身として、大きく分けると、通行制限や遮断、消毒ポイント設置、移動制限を掛けるといった、これら、防疫指針に既に規定されておりますが、そういった措置を取ること。それから、積極的な死体の搜索。これを行うということで、先ほど言ったとおり、ASFのリスクとなる死体をしっかり搜索し、発見して処理をするということ。をまず対応の基本的な、1番として実施をするということでございますが、ちょっと詳細に次に説明したいと思います。

次のスライドを見ていただきますと、実際の対応でございます。

アフリカ豚熱の場合は、その死体をいかに処理するかということが重要になります。死体を見付けると、それを排除する。死体を見付けて排除するということが大事になりますので、そのために、そのスライドの右側の色分けされた円がございます。これはちょっと模式化した図になっています。死体が発見された場合の防疫措置をどういうふうにするかということで、模式化した図になります。真ん中にピンク色の円がありまして、これが死体発見から半径3キロの範囲です。この範囲につきましては、死体の積極的な探索、搜索を行って、その処理をするという範囲になります。ここをしっかりと探索し、この死体を処理することによって、ここから持ち出さないということ。をまずはやると。その周りには柵を作ったりして、イノシシが入ってこないようにする。その死体を通じてイノシシにウイルスが広がらないように、拡散を防ぐというか、入ってこないための柵とか、それからわなの設置、こういったものを行います。

それから、人の動きにつきましても、移動制限、消毒ポイント等の設置ということですので、そこにありますピンク色の円の中に入ってきている赤い線は道でございます。その道、これは道といっても車が通る道路だけではなくて、人しか通らない、いわゆる登山道であるとかトレッキングコースのような、そういったものも含めて周囲に入り込んでいるものについては、例えば登山口のところで消毒を行うといった対応により、入る人が持ち出さないようにという対策を取り、また、当然車についても道路の消毒ポイント等を設置するという形で、この中をしっかりと、広がらない、封じ込めるための対策を取ること。をさせていただきます。

その3キロの外側に緑色の円をしておりますけれども、3キロと10キロの間、こちらにつきましては、これは捕獲の強化、それから監視、サーベイランス、これを強化して実施するということで、まずは、真ん中は死体をしっかり処理してその中で閉じ込めて、周りには出ていっていないことをしっかりと確認しながら封じ込めるということが、アフリカ豚熱

が野生イノシシで確認された場合の対応としてやらなければならないことということでございます。

その具体的な作業の内容というのが次のスライドになります。

防疫作業の内容の検討ということで、海外でASF対策を、そういう実例を調べ、それから国内での豚熱の経験、研究の成果、実地演習に基づいた検討、こういったものを進めているところで、例えば電気柵ですけれども、電気柵については農水省と栃木県で演習を行いました。この演習によって、それから死体の搬送については筑波山での演習、こういったものによって、どういうふうな対策をするのがよいかという検討を進めているところですが、山間部、山林、山の中ですと、どうしてもその死体を輸送できないという場合もございます。そういった場合には現場で、現地でどうやって処理をすればいいかという、こういった検査方法等につきましても研究を行って、何を、どういうやり方が最適か、広げずに済むかということを検討しているところです。こういった検討により、その具体化については研究だけでなく、県とか農水省、関係者皆さんで演習など実地で検証を行いながら、この具体的な対策について進めているというところでございます。

こういったものを来年3月、今年度末に指針の改正とそれから基本方針の策定ということを目指しておるわけですが、こういった現場での経験や研究での検証、こういったものを踏まえて、その基本方針の策定ということを進めていきたいというふうに考えております。

野生イノシシのアフリカ豚熱防疫対策、防疫措置の具体化につきましては、以上となります。

○稲垣部会長 ありがとうございます。

それでは、本件について委員の皆様から御意見や御質問がありましたら、よろしく願いたいいたします。

じゃ、ウェブで二村委員、よろしくお願ひします。

○二村委員 御説明ありがとうございます。質問をさせていただきたいと思ひます。

今の御説明いただいて、全体の流れは大変よく分かりました。検査をするのにどれぐらい時間が掛かるのだろうとまず思ひました。それとの関係で、その対策が取られるまでの時間的な目安みたいなものが大切ではないかと思ひました。例えば野生のイノシシが大量に死亡しているのが見つかった場合に、そこから実際に対策が取られるようになるまでに、どれぐらいの時間で、と目標みたいなものを置いておられるのでしょうか。またその中で

特に検査はどれぐらい時間が掛かるものでしょうか。そのところを質問させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○稲垣部会長 お願いします。

○永田補佐 では、担当の方から御説明させていただきます。

まず、検査なんですけど、イノシシから採材して、結構山奥とかにありますので、そういうようなところから採られて、それが検査施設に運ばれるというところの時間があるんですが、運ばれてから検査が終わるまでとなりますと、検体が持ち込まれますと、今般、先ほど沖田の方から申しましたキットを用いますと、2時間程度で検査できるというようになっております。従来だと6時間ぐらい掛かっていたんですが、それが最新の検査方法だと2時間ぐらいという形になります。

ただ、そこから検体を動衛研に持って行ってというところで確定検査をする。こちらは家畜と同様の手順ということになりますので、防疫措置が実際に開始するということになると、家畜と同じような時間が掛かるということになると考えております。

あと、山の中ということなので、実際の防疫措置は日中しか行えないということになりますし、現地調査、しっかりした上でしないとということもありますので、そういったところで若干時間が検討とかに必要なかもしれませんが、ほぼ同じような時間帯で進んでいくというふうに考えております。

○稲垣部会長 よろしいですか。

○二村委員 はい、ありがとうございます。

防疫の措置が取られるまでの時間を、どれだけ早くできるかということがとても大切だと思えました。今後、検討の中でそういった視点も入れていただければと思いました。ありがとうございます。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

ちょっと補足で、先ほどの検体を持ち込む動衛研、国の研究機関に持ち込んで、それからの時間、掛かる時間は大体家畜の場合と同じというふうに説明を申し上げました。家畜と同じぐらいの時間というのが、言ってみれば持ち込んでから大体半日ぐらいたったところで確定ができるというのが目安ですので、6時間もともと掛かっていた県の検査が2時間ぐらいに短縮して、そこで陽性が出たらそれを、検体を動衛研に持ち込んで、その後の検査で、大体半日ぐらいたったら確定検査が出るという検査の時間の目安になっております。

○稲垣部会長 そのほかの委員、いかがでしょうか。

じゃ、先に日高委員、それから津田委員で。

津田委員、お願いします。

○津田委員 よろしいですか。

私、野生イノシシ豚熱対策検討会の方にも参加しているんですけども、先ほど説明がありましたように、令和3年の対策本部以降、これまでの非常に短期間の間によくこれだけのことをやっていただけたなと思っています。というのは、海外では特にヨーロッパの方ではイノシシの経験はあるんですけども、日本の事情が全然ヨーロッパと違っているということがあるし、地形も違っている、それからイノシシの行動も違っているということから、かなり研究者の方々やほかの省庁を巻き込んで、よくここまで組み上げていただいたなというふうに思っています。

ただ、これからもし万が一実際に入ってきたときに、何が起こるか分からないので、やっぱり更に協力体制というか、あるいはほかのところを巻き込んだ検討が必要かなと思っていますので、引き続きお願いしたいなということが一つ。

それからもう一つ、最近ちょっと気になっているのが、イノシシが山で死んでいる場合に、今非常に熊も増えていると思うんですけども、こういったところにおいても、ほかの対策もまた考えなきゃいけないので、実践に移していく上では、その辺についても検討を深めていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○稲垣部会長 コメントございますか。

○永田補佐 ありがとうございます。

具体的に熊とかいろんな条件があります。特に山の中なので厳しいというところもありますので、我々、担当する環境省とか林野庁さんとかとも一緒に、こうやって演習等行って課題のくみ上げとかやって、熊対策等も話題に出ていますし、考慮には入れているようなところもありますので、しっかりと進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○稲垣部会長 それでは、日高委員、お願いします。

○日高委員 予防殺のところ、野生イノシシでも適用可能性があると書いてあるんですけども、具体的にどういうふうにして予防殺をやるのかということですね。

それと、このイノシシの死体処理を、これはその場所で、発見されたところに穴掘って埋めるということなんですかね、基本的に。

○永田補佐 まず、1点目の予防殺なんですけど、あくまでも規定上可能というところであ

りますので、状況に応じて、専門家の意見を踏まえてというところかなと思っております。なので、これは自動的に適用されるというわけではございませんで、あくまでも口蹄疫と同じぐらいの対応が取られている病気だということでございます。

2点目なのですが、何でしたっけ、すみません。

○日高委員 イノシシを山に埋めるのかということです。

○永田補佐 持ち運べない場合についてですが、埋めるのがなかなか厳しいという場合が多いです。私も筑波山で穴掘ったんですけども、とても穴掘るの大変でございました。

ということで、埋めなくても済むような方法を考えようということで、電気柵を周りで囲ったり、そのものに生分解性のシートとかで封じ込めて消毒をして、ほかのイノシシとの接触を回避するというような対応ということでできないかということで、具体化を進めているというところなんです。これについては研究も含めて対応、検討を進めているというところでございます。

○日高委員 それは、死んだイノシシの周りに電気柵をして、それを消毒して、そこに置いとくということですか。

○永田補佐 そうです。運び出せるなら、可能な限り運び出すというのが原則だと思います。ただ、やむを得ず運び出せない場合についてはそのようにして、かつ、上にネットとか柵とか金網とか引いて、ほかのイノシシが接触しないというようなことをしながら消毒させつつ、イノシシを朽ち果てさせていくというような対応しか取れないのかなということで検討を進めているというところでございます。

○日高委員 聞いたのは、やはりイノシシの死体を処理するというのが、ここに書いてあるように大量死する場合があるわけでしょ、すごく大変だと思うんですね。今、津田先生がおっしゃった中で、例えば電気柵でも、熊さんが来てぼこぼこやって、それ持っていく。ほかのやつが持っていく可能性もあるわけですよ。ですから、このイノシシの死体処理というのは大変だなということをつくづく感じたところなので、よろしくお願ひしときます。

○沖田動物衛生課長 補足しますと、永田言ったとおり、基本、持ち出せるなら持ち出したいというのが基本で、そのときにはウイルスとかが拡散しないように、言葉は悪いですけども、死体袋みたいなもの、バイオハザードの発生がないよう考慮したものでしっかり密閉して、運び出せるものは運び出す。どうしても駄目な場合にどういった対応があるかということで、周りを電気柵、それからカバーをして、上から猛禽類とかカラスとかがつ

つきに来ないようにするといった形でそこに置いておく。ですけれども、もちろんいろんな課題があると思いますので、それらは検証しながら進めるということになるかと思えます。

○日高委員 もう一つ、ヨーロッパの方でASFが広がっていましたが、今の現状としてヨーロッパの状況はどうなのか。それと、アジアはもうほとんど汚染されているということですが、今どういう状態で、中国も含めてですね。その辺りを少し教えてもらいたいと思います。

○沖田動物衛生課長 ありがとうございます。

まず、ヨーロッパの状況ですが、先ほど言ったとおり、一番西側がイタリア、それから、国でいうと同じくらいの緯度にあるのがドイツです。そこまで来ているんですが、ドイツの場合は、これは西側ではなくてポーランドとの国境のところで発生しておりますので、どっちかという東側になって、イタリアの場合は、これ、かなり西でも発生していて、イタリアの半島側でいいますと、これはやっぱり北も南も発生しているという状態になっていて、それとサルデーニャ島、緯度でいうとフランスの下くらいになるんですが、そこにもウイルスが侵入しているという状況で、広がりとしては止まってはいないというのが状況になっています。

一方、アジアにおきましても感染広がっておりまして、つい最近でいいますと、これまで報告がなかったバングラデシュでも報告があるということで、新たに広がって、そして中国については、これなかなか、最初発生した当初、2018年の8月とか9月とか、そのときには何件、何頭殺処分したといったような情報も出ていたんですが、最近では発生ごとの報告というのはなかなかしていなくて、もう全体に広がっている状態で、新しい発生というよりは、むしろもう常態化しているという状態になっていますが、一旦かなり広がって、全部処分されたとか死んだという状態になっていたもので、その当時の何か大きな広がりがあるという状態ではなくて、例えば豚の飼養頭数とか見ると、一時期、本当にかぐんと減って4割とかいう話もありましたけれども、それからは今、頭数としては回復してきているというふうに聞いております。

○稲垣部会長 この件について、ほかの委員、御質問なり御意見ありますか。

じゃ、ウェブで、よろしくをお願いします。

○大津委員 聞こえますでしょうか。

○稲垣部会長 はい、聞こえています。

○大津委員 初めまして、すみません、10月に就任して初めての参加となります。熊本県南阿蘇村で、私は水稻を栽培している農家ですが、一緒に経営しているおじが赤牛を、牛の繁殖をしています。

すみません、素人ながら、今日初めて聞いたことばかりで、実はあまり議論についていないんですが、素人ながらに思ったことが2点ありまして、1点は、この野生イノシシの調査をするときに、同時に獣害対策というのはできないものなのか。もちろん対策を今検討されている、豚熱対策を検討されているので、一緒ではないと思うんですが、私たちはどちらかというといノシシとか鹿に苦しめられている方なので、そちらの対策、両方一緒にできないのかなというのと、同じことなんですけれども、技術的に、最近サーマルカメラというんですか、サーマルカメラを積んだドローンとかで、暗い中でも熱を持っていると場所を把握できるような技術もできていて、特にこの熱が出る、ふだんの熱より高くなる豚熱だったりアフリカ豚熱だったりというものは察知しやすいのではないかと。そういう技術の取り入れということも考えられているのかを伺いたいです。

○稲垣部会長 それでは、御回答をお願いします。

○永田補佐 担当から御説明、御回答させていただきます。

野生イノシシ、獣害対策と共同で対策を進めているというところでは、捕獲活動というのは、先ほど申しましたとおり、とても重要で、そちらについては農村振興局さん、獣害対策担当されているんですが、そちらがそういう捕獲を推進する。我々がもう検査とかこういう防疫措置というようなところで、二人三脚で対応しているというところでは、二人三脚というか、様々な部局と連携して、猟師さんはじめ獣害対策の部局とか、ごみ処理とか、いろんなところと連携して進めているというところがございます。

もう1点、技術的なサーモカメラというところは、罠のところで、例えば捕獲するときにカメラを見ながらやるといったような、そういう技術というのが開発されていて、獣害対策でかなり進んでいるというふうに承知しております。先ほど申しましたとおり、獣害対策と併せて進めています。イノシシが出たときに対して、獣害対策の場合はそういう圃場の周辺ということになるんですが、こういう豚熱対策やアフリカ豚熱対策になると圃場の近く以外のところでも捕獲を進めようという対策になってきます。ということで、協力して、あわせて、そういう技術も取り入れつつ対応しているというところがございます。

以上です。ありがとうございます。

○大津委員 ありがとうございます。

○稲垣部会長 ほか、ございますか。

それでは、佐藤委員、お願いします。

○佐藤委員 また野生イノシシの対策のところに戻ってしまうんですが、ちょっと聞き逃してしまったのかもしれないんですけども、9ページ目のスライドで、円が描いてあって、いろいろと対策が書かれておまして、消毒ポイントを設置するというようなことが書かれているんですけども、これ、実際の実効性などに関して、海外で功を奏したような例があるとか、そのようなところはいかがでしょうか。

○稲垣部会長 お願いします。

○永田補佐 ありがとうございます。

海外でももちろん車両とかの消毒とかというところやっていて、山入らないようにという入山規制等々やっているとというのは承知しておりますし、帰るときに各自やっってくださいというようなこと取組、進められているというのは聞いております。

現に日本、豚熱対策で既に、その山の入山口に靴を洗うようなポイントというのを設置されている県もあります。そういうのを参考に、実行可能性踏まえて検討していかなきゃなということで、基本方針の方でどういうふうにしていくのかということ、かなり詳細には記載しているというところがございます。

○稲垣部会長 そのほか、このイノシシの件で何かございますか。

では、イノシシの話はこれで終わりにしまして、一応今日、議事に関する協議は大体終わったんですが、その他、家畜衛生に関する内容について、この機会ですので、委員の皆様から御意見なり御質問があれば承りたいと思います。家畜衛生全般の件について、いかがでしょうか。

それでは、ないということでございますので、議事の方は終了させていただこうと思います。

事務局の方に進行をお返ししたいと思います。よろしく願いいたします。

○松尾室長 本日は熱心な御議論いただきまして、大変ありがとうございました。

特定家畜伝染病防疫指針の一部変更についての諮問については、今後、牛豚等疾病小委員会及び野生イノシシ豚熱対策検討会を必要に応じて合同で開催し、専門的な立場から御議論いただくこととしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、今後とも御指導、御協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

ここで、審議官の熊谷より御挨拶申し上げます。

○熊谷審議官 本日は大変熱心な御議論いただき、ありがとうございました。

1点目の米国におけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価、あと2点目の特定家畜伝染病防疫指針の一部変更につきましては、いずれも諮問事項でございます。本日の家畜衛生部会の御議論を踏まえまして、牛豚等疾病小委員会の方で御議論いただきたいと思います。また、特に2点目の特定家畜伝染病防疫指針の一部変更については、あわせて、野生イノシシ豚熱対策検討会との合同で御審議いただければというふうに考えております。

また、高病原性鳥インフルエンザのシーズンを実際に迎えているわけですが、先ほど橋本委員からお話あったとおり、野鳥については非常に多くの発生が見られている中で、飼育鶏の分野、非常に守っている状況になっていると思います。ただ、12月、1月、非常にピークを迎えるわけですので、こういった現状を維持できるように、飼養衛生管理の徹底と併せまして、都道府県等の指導もしっかりやっていければというふうに思っております。

また、アフリカ豚熱関係でございますけれども、周辺国は依然として非常にリスクが高い状況になっておりますので、人の往来が非常にこれから活発になる時期も迎えます。そうした中で、水際対策の徹底、またあわせて、先ほど来お話のあった野生イノシシでのアフリカ豚熱の探知といった部分についても、しっかりと準備をしていきたいというふうに思っております。

また、日高委員からお話がありましたように、養鶏にしても、また養豚にしても、分割管理について、非常に期待もありますし、また、それをどのようにやっていくかというのが、正に示していくことが大事だと思っておりますので、生産者の団体ともよく意見交換しながら実際にトライして、また改善すべき点があれば、動かしながら考える部分も大事だというふうに思っております。

委員の皆様方におかれましては、今後とも御指導、御鞭撻いただきますようお願い申し上げます。閉会の挨拶に代えさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○松尾室長 本日は大変ありがとうございました。

本日御議論いただいた内容を踏まえまして、小委員会、それから都道府県の意見を伺いながら、引き続き適切な家畜伝染病対策を講じてまいります。

それでは、これをもちまして食料・農業・農村政策審議会第65回家畜衛生部会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後4時31分 閉会